

「地域商業まちづくり総合支援事業」のご案内

現在、神奈川県では様々な商店街振興策を行っておりますが、その課題として、地域と一体となったまちづくりの必要性、社会的ニーズの変化への対応の必要性、積極的な空き店舗対策の必要性などがあげられています。

これらの課題に対応した取組を、商店街関係者の方たちが自ら担い、まちづくりの一環として推進できるようにするため、平成23年度からは、従来の商店街振興にかかる補助制度を、「地域商業まちづくり総合支援事業」としてリニューアルすることとしました。

「地域商業まちづくり総合支援事業」の制度概要	
対象	商店街団体（法人格の有無は問いません）、商工会、商工会議所、NPO団体など（※商業者を含む複数団体で構成する協議会などの任意団体も補助の対象になる可能性があります。）
対象事業	(1) まちのにぎわいを演出する交流拠点づくり (2) まちの回遊性を高めるシステムづくり (3) 地域資源を活用したまちの特色づくり (4) 環境の整備・保全又は資源の再利用の促進 (5) 高齢者や障害者が利用しやすいまちづくり (6) 商店街の安全安心なまちづくり (7) 子育て世帯にやさしいまちづくり (8) 地域団体との連携による商店街コミュニティ機能強化 (9) 複数商店街の活性化のための広域的な事業 ※上記に限定するものではなく、オリジナリティ溢れる活動を支援します。
経費	〔補助対象経費〕 専門家謝金、専門家旅費交通費、会議費、会場借料、借損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、什器備品費、賃金、雑役務費等の事務経費、委託費、施設整備関係費、家賃、商品開発・販路開拓にかかる経費、改装費、資料作成・購入費、材料費、集計・分析費、ソフト開発費、商標権等取得経費 〔補助対象外経費〕 景品、金券、飲食費など（詳細はご相談ください。）
補助率および上限額	下記①～③のいずれかの金額のうち、一番低い額が上限額となります。 ①補助対象事業費の1/3以内 ②単年度1,000万円以内（3ヵ年合計2,000万円以内） ③市町村からの金銭的支援の合計額
条件	○ <u>市町村からの金銭的支援を得られる事業のみ補助の対象となります。</u> （必ずしも、商業部門からの金銭的支援である必要はありません。） ○補助対象事業費の合計が <u>100万円以上の事業</u> が対象となります。 ○ <u>ソフト的な要素をもった事業</u> に対して助成します。 ソフト事業に付随するハード事業については、一体の事業としてとらえ、補助対象とすることにより、まちづくりにつながる活動を促進していこうとするものです。 （ソフト事業のみ：可 ソフト・ハード一体事業：可 ハード事業のみ：不可）
その他	・最大で3ヵ年度継続して、同一事業内容で申請することができます。 ・国の補助との併用は出来ません。 ・専門家等を含む選考会の意見をもとに補助対象事業を選定します。
申請方法	所定の申請書をご提出いただきます。まずは、ご相談ください。

【ご参考】 県はこんな事業をお手伝いしたいと考えています

① 交流拠点を設けて、まちのにぎわいをつくります

商店街の空き店舗を活用して、コミュニティカフェをオープン、ここに集まる様々な活動を行う市民の方達と商店街がスクラムを組み、住民同士がつながりを作るイベントを、商店街を舞台に行う。空き店舗の活用、住民とのつながりを作るイベントの実施などにおいて県の支援が活用可能です。

② まちの名物をつくり、回遊性を高める

地域の飲食店と生産者が協力し、地元の農産物等を使って共通メニューを開発し、まちの名物とする。あわせて複数の飲食店で共通コンセプトのオリジナルメニューを紹介し、域内の回遊性を高める。この商品開発を通じて、生産者、消費者とも連携し、商店街のファンづくりを行う。メニュー開発にかかる資金、商標登録などに県の支援が活用可能です。

③ 地域の自然などの資源がにぎわいをつくります

商業者の方達が中心となり、地域の休耕田等を活用して、酒米づくりからオリジナル日本酒造り、麦作りからオリジナルビール造りなどを行います。栽培の過程、収穫、酒造り等を通じて、地域外の人たちともつながり、地域のファンをつくります。商品開発の過程に対して、県の支援が活用可能です。

④ アーケードを地域の共有財産とします

珍しい存在となってきたアーケードを、ただの商店街の屋根という存在から、アーケードがあるからこそできる地域貢献策を地域住民とともに考え、アーケードを活用したにぎわいづくりを行う。アーケード補修、住民との連携事業の構築に県の支援が活用可能です。

⑤ 地域の買い物弱者を支援します

様々な業種の方がメンバーとなり、地域の買い物弱者向けの宅配システムを構築する。宅配拠点の整備、システム構築、宅配事業の運営の面で県の支援が活用可能です。

⑥ 地域の安全安心を守ります

地域のつながりが少なくなり、以前では考えられなかった身近な危険が迫っています。せめて商店街を中心とした地域の安全は商店街が守ろうと、防犯カメラやAEDの設置とともに、商業者の方達が中心となって、地域の人たちと一緒に、防犯パトロールや、安全に関する啓蒙活動などを行う。街路灯、防犯カメラやAEDの設置、防犯パトロールの実施に際して県の支援が活用可能です。

⑦ 子育てサロンの設置や、情報誌を発行します

子育て世帯が買い物しやすい商店街を目指し、空き店舗を活用した商店街の運営する子育てサロンの開設や、地域の主婦からの口コミ情報を盛り込んだ情報誌を発行する。サロン運営、情報誌発行に際して、県の支援が活用可能です。

⑧ 自治会や複数の商店街と連携した朝市を開催します

お店を知ってもらい、お客様に对面販売の良さを再認識してもらうために朝市をおこなう。地域の団体の協力を得ながら、複数の商店街や域外の団体と交流し、お互いに出店しあうことで、活動範囲を広げ、新たな顧客獲得の機会とする。朝市の開催に際して、県の支援が活用可能です。

問い合わせ先： 神奈川県商工労働局産業部 商業流通課 商業まちづくりグループ
TEL：045-210-5612 FAX：045-210-8870
※地域のにぎわいづくりに関して、お気軽にお問い合わせください。